

科目履修の認定・卒業に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、学則に定めるもののほか、教育課程の履修に関する必要な事項を定める。

(授業時間)

第2条 講義については、1時間の授業時間につき、10分間の休憩・教室移動等を含むものとする。

2. 授業時間は、8時40分から16時30分とする。

(履修及び履修認定)

第3条 科目の履修については、全科目を必修とする。

2. 履修にあたっては、定められた各学年の教育計画に従わなければならない。

3. 授業科目及び実習科目ごとに出席を調査する。出席の確認は講師又は実習指導者で行う。

4. 欠席、遅刻、早退する場合は、予め教員及び実習場所の師長又は実習指導者へ届け出なければならない。

第4条 所定の科目の単位を履修し、その科目の評価で合格した者には履修認定をする。

(授 業)

第5条 授業科目の評価は、原則として1科目複数の場合、授業担当講師毎の試験成績に、出席状況・日常の学習状況・学習報告などを考慮して行う。

2. 学習状況とは、平素の学習態度（講義・演習）及びグループワーク、カンファランス・ディスカッション等への参加状況をいう。

3. 学習報告とは、課題学習、演習内容報告などのレポート報告をいう。

(臨地実習)

第6条 実習は、それぞれ定められた実習計画に従って履修する。

2. 実習は、各実習要項に基づいて所定の時間数を実習する。1日の実習時間は、原則として~~6~~7時間とする。

3. 実習単位数は、所定の時間数を満たさなければならない。

4. 実習を欠席、早退、または遅刻した場合は、実習計画に従って所定の時間数を満たすまで補習を受けなければならない。

5. 実習の評価は、平素の実習状況及び内容、提出された諸記録、レポートなどを総合して行う。

6. 実習状況とは、学習状況に準ずる。

(学科試験)

第7条 授業科目の試験は筆記、口頭試問、レポート及び実技などの方法により、定期試験、または随時試験を行う。

2. 定期試験の他に授業科目によっては、授業中あるいは特別に時間を設けて随時試験を行うことがある。

3. 筆記試験の時間は1科目50分とする。

4. 止むを得ない理由により、試験開始後20分以内の遅刻者については受験を認める。ただし、試験時間は延長しない。

5. 試験時間中の退場は、試験を開始してから30分以後でなければ認めない。

(試験の実施)

第8条 正当の理由がなく、または無届けで試験を受けなかった者は、当該科目の評価の対象としない。

従って、その科目の追試験・再試験を認めない。

第9条 受験者は、試験中、次の事項を守らねばならない。

- (1) 監督者の指示に従うこと。
- (2) 不正行為をしないこと。
- (3) 受験者相互の私語または無用の独り言をしないこと。
- (4) 物品（筆記用具、消しゴム、等）の貸借をしないこと。
- (5) 下敷きを使用しないこと。

2. 上記の事項に違反したときは退場させることがある。

第10条 試験中に不正行為を行った者は、当該科目の受験資格を失う。また、学則第39条の規定により戒告、停学などの処分を行う。

(追試験)

第11条 止むを得ない理由で、定期試験等を受験できなかった者は、追試験を受けることができる。

2. 追試験を受けようとする者は、指定の期日までに（原則として当該本試験終了後3日以内）追試験願いを提出し、担当講師の許可を受けなければならない。
3. 追試験は原則として当該本試験の日から2週間以内に実施する。
4. 追試験の成績評価は得点の8割とする。
5. 追試験は、課外時間に行う。

(再試験)

第12条 定期試験などで不合格の場合は、再試験（前期は10月、後期は春休み中）を受けることができる。

2. 再試験を受けようとする者は、担当講師の許可を受けなければならない。
3. 再試験は、原則として当該科目成績判定後10月、3月に行う。
4. 再試験は、課外時間に行う。
5. 再試験を受ける者は、再試験願いの提出と同時に指示した徴収期間中、再試験料（3000円/1科目）を事務局へ納入しなければならない。
6. 再試験は、100点満点の60点以上を合格とし、その成績評価は60点までとする。

(追実習)

第13条 止むを得ない理由で、所定の実習ができなく、評価を受けられなかった場合、追実習を受けることができる。その際、追実習願いを実習調整者へ提出しなければならない。

(再実習)

第14条 実習の評価で60点未満の者は、実習計画に従って再実習しなければならない。その際、再実習願いの提出と同時に指示した徴収期間中、再実習費3,000円/1病棟を事務局へ納入しなければならない。

(学習の評価)

第15条 学業成績は、教務会議の議において前期、後期の2回審査とする。

2. 学習の評価は、学科試験において再試験で合格点に満たない場合は、取得点数に加え、第5条第2項、第3項に則り、総合的評価をもって判断する。但し、加点は5点までとする。

(卒業)

第16条 卒業は、成績を評価して卒業判定会議の議を基に、校長がこれを認める。

2. 欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超える者については、原則として卒業を認めない。

3. 欠席日数が出席すべき日数の3分の1以内であっても、各学科及び実習に係る出席時間数が指定規則に定める時間数に満たない者については、時間外における補習又は卒業延期等の方法によって必要な補習を行った上で卒業を認めることがある。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。